

別表第3（第3条、第4条関係）

補助対象区分	補助対象基準	補助対象経費及び補助率
1 家計急変世帯	保護者等の失職、倒産等の家計急変による経済的事由から授業料の納付が困難となった生徒（補助対象区分3と同程度に困窮しているものに限る。）	専攻科修学支援金の対象となる期間に係る授業料から、支給される修学支援金を差し引いた額を上限とし、「補助対象基準」欄に掲げる基準に該当することに基づき学校法人が授業料減免を行った額の3分の2以内
2 生活保護世帯	保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である生徒	
3 専攻科修学支援金受給世帯（1及び2に該当する世帯を除く。）	「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和2年4月1日付け元文科初第1861号文部科学省初等中等教育局長通知）における区分1の額の専攻科修学支援金の受給権者である生徒	
<p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料減免規程 ・ 授業料減免決定通知書の写し <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の被保護者は、補助対象区分2で申請すること。 		